

中津川市公共施設等総合管理計画 “概要”

★計画策定の背景

- ◇ 平成 25 年 11 月 国「インフラ資産長寿命化基本計画」策定
- ◇ 平成 26 年 4 月 総務省「公共施設等総合管理計画」策定を地方公共団体に要請

★方針策定の趣旨

- ◇ 公共施設等（建物及びインフラ施設）を取り巻く環境は、老朽化に伴う財政負担の増大や人口減少による利用需要の変化等の課題に、全庁的に取り組む体制を構築するため、市が所有するすべての公共施設等を対象に、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を策定する。

★記載すべき事項（総務省指針より抜粋）

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し
3. 維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みや充当可能な財源の見込み等

★基本方針

1. 計画期間（10 年以上）
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
3. 現状や課題に関する基本認識
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

5. フォローアップの実施方針

★施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

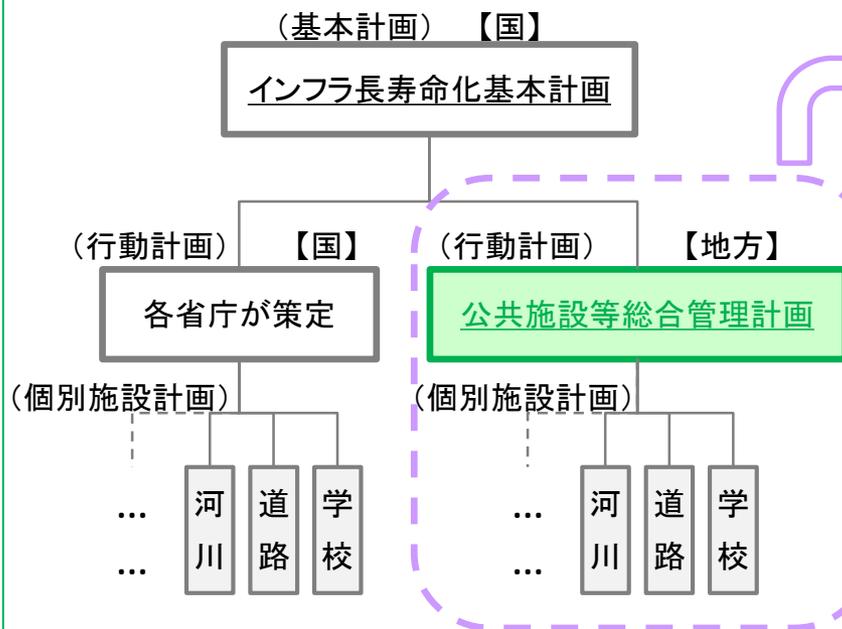
1. 施設類型（道路・学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

中津川市公共施設等総合管理計画の概要

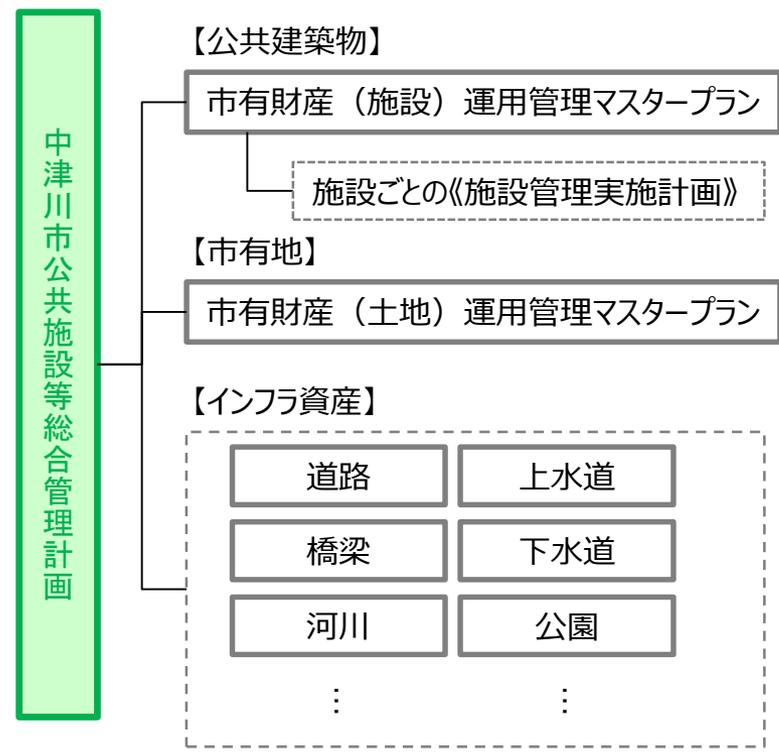
総合管理計画策定の背景

- 平成25年 6月 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」閣議決定
(安全・便利で経済的な次世代インフラの構築をテーマの1つとしています。)
- 平成25年11月 国土交通省「インフラ長寿命化基本計画」を策定
- 平成26年 4月 総務省「公共施設等総合管理計画」策定を地方公共団体に要請

総合管理計画策定の体系・位置づけ



中津川市の計画体系



総合管理計画策定に先立ち、中津川市では公共建築物（ハコモノ施設）と市有地について、その管理方針を示した運用管理マスタープランを策定しています。

公共施設等の現況及び将来の見通し

①大量の施設ストック

平成17年2月に1市3町4村が合併し、旧市町村が整備してきた公共施設等を継承しました。

公共建築物は延床面積約50万㎡、道路は約2,015km（農林道含む）など大量の公共施設等を保有しています。

■毎年度の維持管理費が財政を圧迫しています。

■旧市町村で個別に建設されたため、同種施設が近隣に複数あり利用圏域が重複していることもあります。

公共建築物（平成28年4月1日現在）

施設分野	施設数	延床面積	施設用途	施設数	延床面積			
官公庁・公益的施設	121 施設	45,162 ㎡	庁舎、地域事務所	8 施設	31,117 ㎡			
			消防署・分署	7 施設	4,334 ㎡			
			消防団詰所	88 施設	7,251 ㎡			
			防災倉庫	14 施設	1,716 ㎡			
			その他事務所施設	4 施設	744 ㎡			
生活環境施設	11 施設	19,874 ㎡	環境・衛生センター	7 施設	19,343 ㎡			
			火葬場	4 施設	531 ㎡			
健康福祉施設	53 施設	78,639 ㎡	病院、診療所	5 施設	50,783 ㎡			
			保健センター	0 施設	0 ㎡			
			保健福祉総合施設	3 施設	7,029 ㎡			
			老人福祉施設	24 施設	15,637 ㎡			
			児童・母子福祉施設	4 施設	1,997 ㎡			
			障がい者福祉施設	6 施設	1,678 ㎡			
地域コミュニティ施設	31 施設	27,170 ㎡	公民館、図書館	14 施設	22,232 ㎡			
			集会施設等	8 施設	2,032 ㎡			
			研修施設等	9 施設	2,906 ㎡			
			スポーツ施設・運動広場	45 施設	25,640 ㎡			
広域交流施設	103 施設	101,408 ㎡	キャンプ場、コテージ等	12 施設	13,048 ㎡			
			野外レクリエーション施設	6 施設	6,646 ㎡			
			保養・温泉活用施設	8 施設	9,974 ㎡			
			観光物販等施設	13 施設	10,718 ㎡			
			博物館、美術館等	4 施設	5,225 ㎡			
			歴史・郷土芸能関連施設	9 施設	3,952 ㎡			
			体験・文化交流施設	6 施設	26,205 ㎡			
			市営住宅	79 施設	49,115 ㎡	公営住宅	46 施設	34,641 ㎡
						特定公共賃貸住宅	9 施設	6,457 ㎡
						地域優良賃貸住宅	2 施設	965 ㎡
若者定住促進住宅	9 施設	3,812 ㎡						
市営単独住宅	13 施設	3,240 ㎡						
学校教育施設	106 施設	176,595 ㎡				小学校	37 施設	85,313 ㎡
中学校	24 施設	61,293 ㎡						
高等学校	2 施設	5,050 ㎡						
幼稚園	6 施設	3,446 ㎡						
保育園	16 施設	14,983 ㎡						
給食共同調理場	9 施設	3,370 ㎡						
教員住宅	12 施設	3,140 ㎡						
農林業生産・普及施設	16 施設	8,317 ㎡	農林業普及施設	7 施設	2,395 ㎡			
			農林業生産施設	9 施設	5,922 ㎡			
合計				520 施設	506,280 ㎡			

インフラ資産

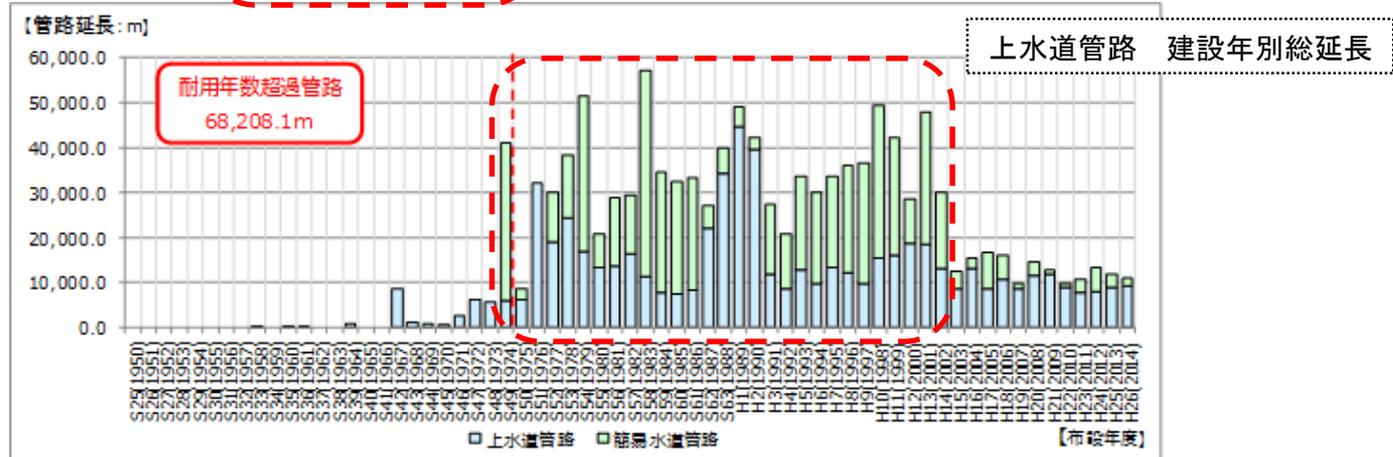
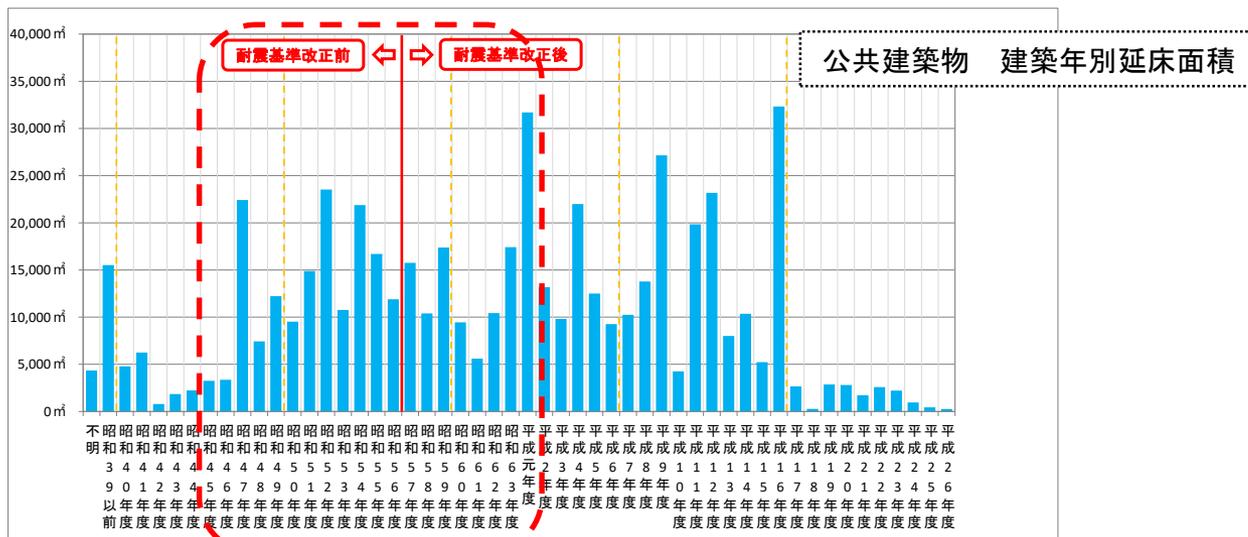
施設種別		総量	
道路	市道	延長	1,379 km
	農道・林道	延長	637 km
橋梁		橋数	1,079 本
		延長	18 km
上水道	管路	総延長	1,198 km
	上水道施設	施設数	248 施設
		延床面積	3,621 ㎡
下水道	管路	総延長	712 km
	下水道施設	施設数	20 施設
		延床面積	18,852 ㎡

公共施設等の現況及び将来の見通し

②施設の老朽化

中津川市が保有する公共建築物は、1970年代から1980年代にかけて建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。インフラ資産は、集中的に整備された時期の設備が近い将来に耐用年数を迎えます。

- 今後、大量の公共施設等の更新（建替え）や改修が必要になります。
- 老朽化が原因の事故を未然に防止したり、耐震補強をしたりするなど、安全の確保が必要になります。

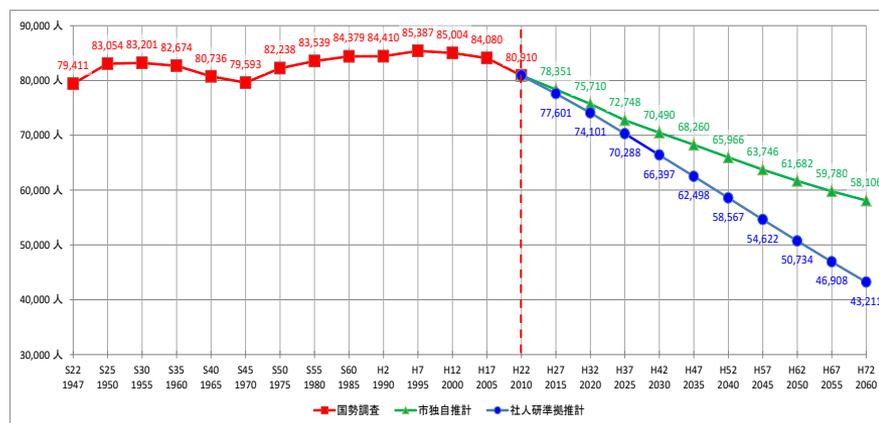


公共施設等の現況及び将来の見通し

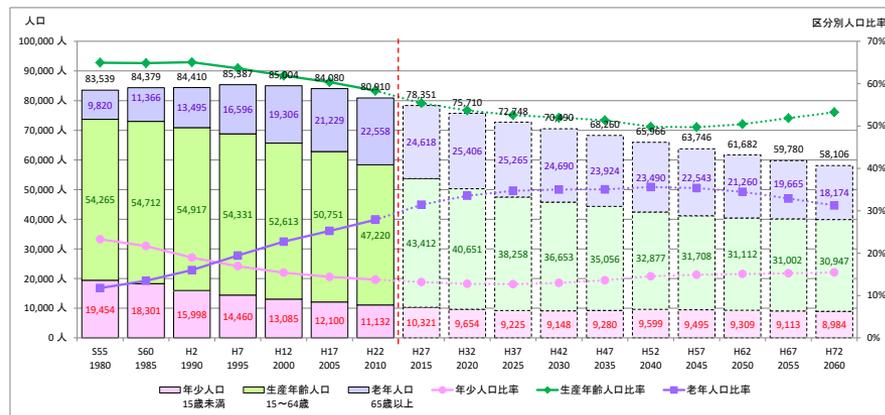
③人口減少、高齢化

中津川市の人口は、1995年の85,387人をピークに減少に転じ、2010年には80,910人まで減っています。今後も人口減少は続き、2040年には65,966人、2060年には58,106人になると市の人口ビジョンで推計しています。また、高齢化はさらに進行し、高齢化率は2010年の27.9%から2040年には35.6%まで増加すると予測されます。生産年齢人口は減少の一途をたどり、2010年から2060年までの50年間で約3分の2程度になります。

- 総人口の減少と人口構造の推移により、施設需要も建設当時とは変化します。
- 生産年齢人口の減少により税収が減少し、また、1人あたりの公共施設等維持コスト負担が増大します。



(人口の推移・将来推計)

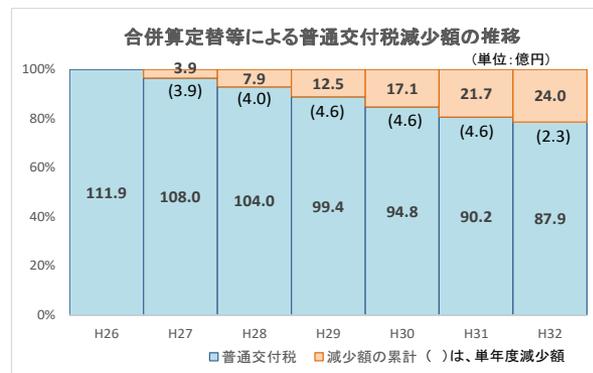


(年齢区分別人口の推移・将来推計)

④歳入の減少

合併特例による普通交付税の合併算定替えが平成27年度から段階的に減少します。一本算定になる平成32年度までに約24億円歳入が減少（平成26年度交付基準額での推計）します。

- 歳入の減少に見合う、歳出削減が必要になります。



(合併算定替えの段階的減少)

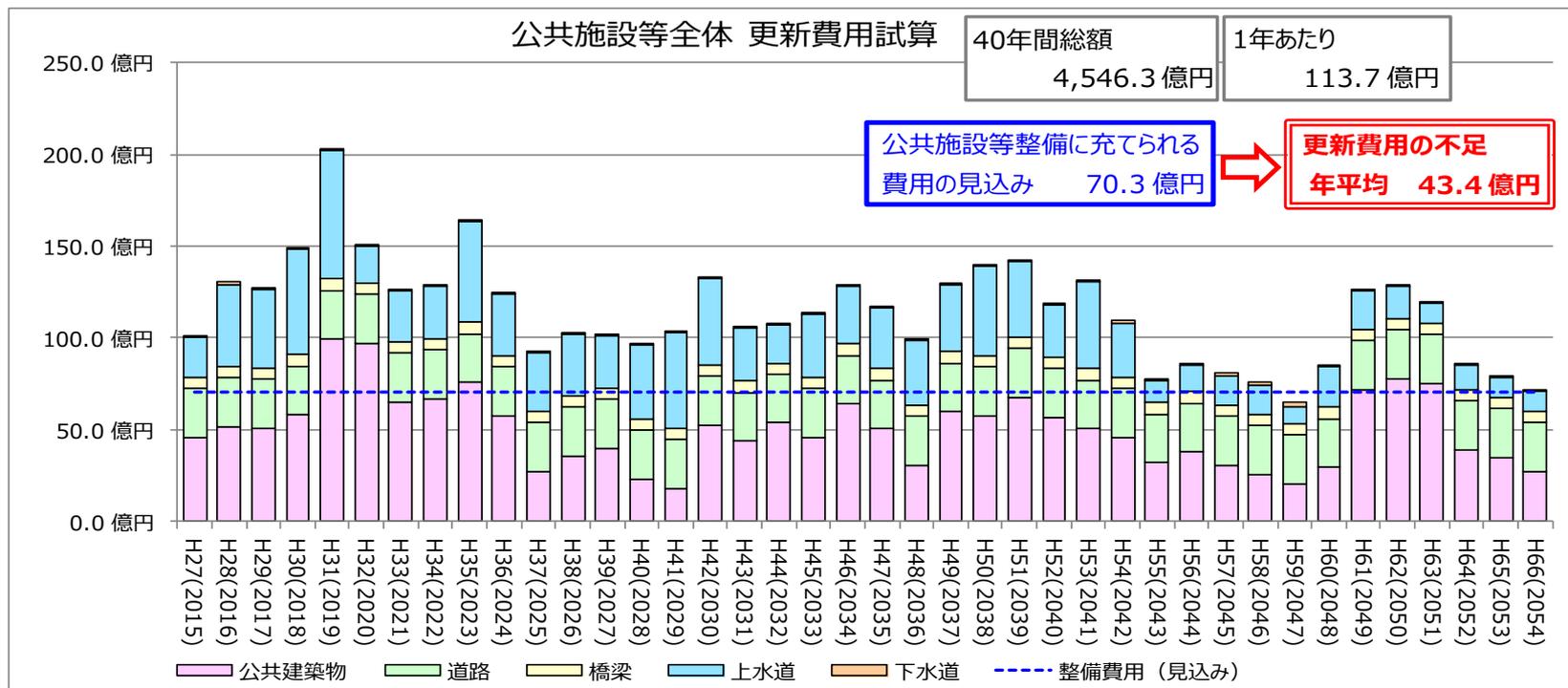
公共施設等の現況及び将来の見通し

⑤更新費用の試算

公共建築物及びインフラ資産の更新について、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が製作した公共施設等更新費用資産ソフトに準拠し、今後40年間で必要となる費用を試算しました。公共建築物、道路、橋梁、上水道及び下水道の更新費用を合わせると、下図で示すとおり今後40年間で4,546.3億円、1年あたり平均113.7億円が必要になります。

過去の公共施設等整備費用について、平成22年度から平成26年度までの各会計の決算資料から算出し平均すると、毎年70.3億円が公共施設等の整備に充てられてきました。更新費用試算結果の毎年113.7億円という結果と比較すると43.4億円不足することになります。

更新費用が不足することとは、老朽化した公共施設等が更新されず、事故等が発生して市民の身体や財産に被害を及ぼすおそれがあるため、財政計画の枠組みの中で効率的に老朽化対策と安全確保を実施する必要があります。



公共施設等の現況及び将来の見通し

⑥事業実施のための地方債特例措置の活用

⑤で行った公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用では、全ての公共施設等の修繕及び更新の費用が賚えないという結果になりました。将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、その費用を確保する必要があります。

本計画に基づき公共施設等の除却を行う場合、平成26年度以降当分の間は、除却費用の財源に地方債を用いることができます。また、同じく本計画に基づき公共施設等の複合化、集約化及び転用を行う場合には、平成27年度から平成29年度の3年間に限り、その費用に地方債を充当することが可能です（下表参照）。

本市はこれらの地方債特例措置を活用し、公共施設等の保有量適正化と最適配置の実現に向けて、除却、複合化、集約化及び転用を推進します。

特例措置	対象事業	期間	地方債 充当率	交付税 参入率	実施前	実施後
除却事業に係る地方債	除却事業	平成26年度以降当分の間	75%	---		
公共施設最適化事業債	複合化・集約化事業	平成27年度からの3年間	90%	50%		
地域活性化事業債	転用事業	平成27年度からの3年間	90%	30%		

公共施設等の管理に関する基本方針

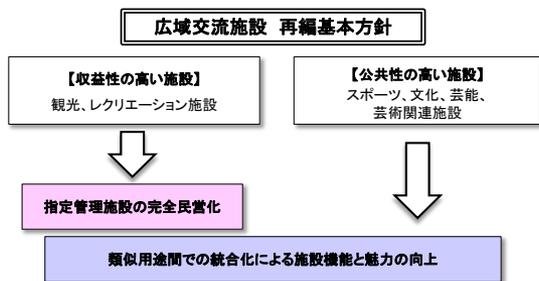
中津川市の現況と将来の見通しを踏まえて、3つの基本方針を定めます。

公共施設等保有量の適正化

今後の人口減少時代に全ての公共施設等を保有し続けることは財政上困難です。

将来の財政状況で維持管理できる適正な規模まで、公共施設等の保有量を削減することが不可欠です。

公共建築物については、**市有財産（施設）運用管理マスタープラン**において施設の再編方針を示しています。この再編方針に従い、公共建築物の統合、縮小、廃止および民間・地域移譲を推し進め、保有量を削減します。



施設分野	継続保全	統合・縮小	民間・地域移譲	用途廃止	検討中	合計
官公庁・公益的施設	61	58	0	5	0	124
生活環境施設	124	1	1	6	0	132
健康福祉施設	28	0	24	4	0	56
地域コミュニティ施設	11	3	16	2	4	36
広域交流施設	55	7	33	9	2	106
市営住宅	67	0	0	14	0	81
学校教育施設	2	1	1	10	94	108
農林業生産・普及施設	2	0	12	2	0	16
合計	360	70	87	62	100	659

(公共施設再編方針の例と方針別施設数集計)

公共施設等の長寿命化

公共施設等は市民の生活の中で広く利用され、老朽化による事故が発生した場合の生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長い期間、安全に利用できることが求められます。

予防保全を行うことで、事故の発生を防ぐとともに、利用可能年数を延ばします。

維持管理・運営の効率化

行政サービスの質を低下させずにコストを削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入など、公共施設等の性質に応じて様々な手法を検討し、効率的な管理を行います。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとに、①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針を定めます。

例) 公共建築物の管理方針

	実施方針	内容
1	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンスサイクルに基づき定期的に点検・診断を実施する。 定期的な点検・診断の実施時期を施設管理実施計画に記載する。
2	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断の結果に基づき修繕・更新の計画を立案し、その時期を施設管理実施計画に記載する。 断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などにより、環境負荷軽減と管理コスト削減を目指す。 修繕・更新時の建物構造や工法は、ライフサイクルコストを考慮して長期的に最も費用を抑えられるものを選択する。
3	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 施設の劣化・損傷を早期に修繕して、老朽化による事故を予防する。 バリアフリーおよびユニバーサルデザインへの対応を進め、誰もが安全に利用できる公共建築物を目指す。
4	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 市民の利用がある施設を優先して耐震補強工事を実施する。耐震告示の計画を立案し、その時期を施設管理実施計画に記載する。 災害発生時に避難所あるいは災害対策拠点として利用される施設は、耐震性能だけでなく各災害種別に対応する安全性能を確保する。
5	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に予防保全を実施して、施設の劣化を抑える。 長寿命化改修を行い、使用可能年数を引き上げる。 新設・更新時に長期間使用できる施設を設計・建設する。
6	統合や廃止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市有財産(施設)運用管理マスタープランで定めた施設ごとの再編方針に従い、統廃合と民間・地域移譲を進める。その取り組みと時期を施設管理実施計画に記載する。 統合による複合化・多機能化により、施設数の削減と行政サービスの向上を図る。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理は各所管課で個別に行うが、市有財産(施設)運用管理マスタープランと公共施設等総合管理計画の基本方針に従い実施する。 所管課は市有財産活用検討委員会へ施設管理状況を報告し、行政管理課で情報を取りまとめる。 所管課は施設ごとに統廃合・維持管理・更新等について記載した施設管理実施計画を策定し、市有財産活用検討委員会はその内容を確認した上で計画を承認する。

道路の管理方針

	実施方針	内容
1	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路等の主要な道路については、メンテナンスサイクルに基づき定期的に点検・診断を実施する。 構造物(橋梁、トンネル、舗装、付帯設備等)毎に、点検・診断を定期的の実施する。
2	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な施設管理を実施するため、予防保全型の長寿命化計画を策定する。 道路に管路が埋設されている上水道・下水道・ガスなどの占有者と連携し、無駄のない工事と計画的な埋設を実施する。 将来の保全コストの低減、平準化を図る。
3	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 運転者・自転車利用者・歩行者のそれぞれの立場の視点から交通安全を検討する。 こども、高齢者および障がい者などに対する安全誘導の視点から設備を見直す。
4	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 構造物や付帯設備等の耐震性を確保する。 緊急輸送道路をまたぐ道路橋は耐震化を優先させる。 他の管理者による道路橋・鉄道橋等の道路を跨ぐ構造物についても、耐震性が確保されるように調整する。
5	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 修繕を行う管理基準を定め、適切な修繕を施す。 将来の保全コストの低減、平準化を図る。
6	統合や廃止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画等とも連携し、コンパクトシティに対応した道路網の再構築を行うための道路整備計画を策定する。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 道路を一元管理できる部署で、効率的な管理を推進する。 行財政改革推進委員会へ道路の管理状況について報告し、整備計画等の承認を受ける。 長期的視点に立ち、人材の育成を行う。